

契約管財局発注の物品供給等契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(少額随意契約を除く)

No.	案件名称	物品種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	メインストレッチャー 修繕	27:医療用機器	日本船舶薬品(株)	3,665,628	平成30年7月4日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
2	空気呼吸器ほか1点 買入	59:消防・防災用品	真弓興業(株)	16,294,500	平成30年7月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
3	全国瞬時警報システム(J-ALERT)一体型受信機 買入	24:通信用機器	(株)日立国際電気	1,706,400	平成30年7月31日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
4	大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入	19:産業用機器	アマノ(株)	3,233,520	平成30年8月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G30	
5	ろ過池覆蓋用パッキン-1 ほか2点 買入	45:その他材料	(株)前澤エンジニアリングサービス	4,568,400	平成30年8月17日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	G30	
6	大阪市子ども相談センターガス吸収式冷温水機熱 交換器等修繕	19:産業用機器	川重冷熱工業(株)	4,644,000	平成30年8月24日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
7	乳がん検診マンモグラフィ機器装置 修繕	27:医療用機器	GEヘルスケア・ジャパン(株)	3,628,800	平成30年8月27日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	
8	はしご車伸縮装置等分解整備	37:自動車修理	(株)モリタテクノス	6,156,000	平成30年9月28日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	G31	

# 1

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

メインストレッチャー修繕

### 2 契約相手方

日本船舶薬品株式会社 大阪営業所

### 3 随意契約理由

救急車に搭載されているメインストレッチャーは、搬送される傷病者が直接乗車する部分にあたり、その安全性の確保は必須である。従ってメインストレッチャーを分解・点検・修理する場合は、使用する部品の品質や安全性が保証されており、また構造・特徴を十分に理解したうえで整備する必要がある。

当該メインストレッチャーを製造したファーノワシントン社（以下「メーカー」という。）は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社を日本国内における独占代理店に任命している。上記業者は、ファーノ・ジャパン・インク日本支社が指定する、大阪府内における唯一の販売代理店であり、メーカーにより品質・安全性が保証された純正部品の入手や、点検・整備技術の提供並びに指導をメーカーから受けており、当該メインストレッチャーの安全かつ確実な点検・整備が可能な業者である。よって、上記業者を指定するものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）

# 2

## 随意契約理由書

1 案件名称  
空気呼吸器ほか1点 買入

2 契約の相手方  
真弓興業株式会社

3 随意契約理由

(1) 機種選定理由

空気呼吸器は、火災現場等で煙が充満するなど呼吸が困難な環境で、ボンベ内の空気を吸うことによりその環境下の空気に依存せず、独立した呼吸が可能となるものである。

冬季の災害現場においては、レギュレータが凍結し正常に作動しなくなることがある。原因はレギュレータ内に侵入した冷たい水が、装着者の吸気等による空気の断熱膨張によりさらに冷やされ、凍結に至ってしまうものである。これを防止するため、レギュレータ内の水が排出される構造及び装着者の呼気がレギュレータ内を通りレギュレータ内を温めることで凍結しにくい構造となっているものが必要である。

以上のことから、凍結しにくい構造を有し、当局保有の空気ボンベと互換性があるのは、エア・ウォーター防災㈱製のライフゼムA1-12 OS型のみであるため、上記製品を指定する。

(2) 業者選定理由

当局が指定する上記空気呼吸器（レスクマスク付含む）及びそれに関する消耗品の納入については、関西地区の総代理店である株式会社重松製作所から認定された唯一の販売代理店である真弓興業株式会社以外では履行することが不可能である。

よって上記業者を指名する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
消防局警防部警防課（消防装備）（電話番号 06-4393-6556）

# 3

## 随意契約理由書

1 案件名称  
全国瞬時警報システム（J-ALERT）一体型受信機 買入

2 契約相手方  
株式会社 日立国際電気

3 随意契約理由

(1) 製品選定理由

今回買入の「全国瞬時警報システム一体型受信機」は、総務省消防庁が人工衛星を利用して、気象庁発信の気象関係情報及び内閣官房発信の有事関係情報を地方公共団体に送信し、地方公共団体に配置している「同報系防災行政無線」を自動起動させる「全国瞬時警報システム」を受信するための専用の機器である。

この度、総務省消防庁が定義する受信機のハードウェア要件が変更され、現在使用中の機器では平成30年度末で受信できなくなることから、機種更新を行うこととする。

なお、「同報系防災行政無線及び自動起動装置」と「全国瞬時警報システム一体型受信機」はシステムとして一体的に動作させるものであり、性能保証等仕様上の制限から他社製品を接続することができない。

以上からシステムの稼働を担保するため、現在本市で導入している(株)日立国際電気製を引き続き選定する。

(2) 業者選定理由

今回買入の「全国瞬時警報システム一体型受信機」は、(株)日立国際電気が直接販売を行っており、他社では取扱いが出来ないため、上記業者を指定する。

4 根拠法令  
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署  
危機管理室危機管理課（電話番号 06-6208-7386）

# 4

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市駐車場共通プリペイドカードリーダー 買入

### 2 契約の相手方

アマノ株式会社

### 3 随意契約理由

本機器は、大阪市営駐車場におけるプリペイドカードを読取るためのカードリーダー機器である。本機器の法定耐用年数は5年であるが、安土町地下駐車場において既に設置後10年以上が経過し、機器自体の経年劣化によるプリペイドカードの読取り不良等が発生し、駐車場利用客に多大な迷惑をかけている。

したがって、駐車場運営や駐車場利用客の円滑な運用を維持するため、本機器の買入れを行うものである。

本機器については、プリペイドカードを導入するにあたり旧オムロン株式会社の独自技術にて開発されたものであり、また、有価証券であるプリペイドカードに付与される磁気情報は当該会社の独自技術であることから、当該会社の製品でなければ現在のプリペイドカード券が使用できないため、他社からは調達することができない。

なお、本機器の製作および販売は、旧オムロン株式会社より上記業者に平成14年から営業譲渡されている。

以上のことから、本機器の製作および販売が出来る業者は上記業者のみであるため、随意契約をするものである。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

### 5 担当部署

建設局企画部工務課(道路公園設備担当)(06-6615-7416)

# 5

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

ろ過池覆蓋用パッキンー1 ほか2点 買入

### 2 契約の相手方

(株) 前澤エンジニアリングサービス

### 3 随意契約理由

柴島浄水場は、第2回水道拡張事業として大正3年3月に完成し、現在は1系から4系の各浄水処理過程（取水～配水）を備え、その総配水施設能力は約1,180,000m<sup>3</sup>/日である。

当該パッキンが使用されているろ過池覆蓋は、平成12年3月の高度浄水処理導入に伴い浄水処理過程で発生するオゾンの気散防止と、藻類抑制を目的とした遮光用のため設置している。

当局における浄水施設の維持管理上、例年、全ろ過池の定期調査を行っており、その際に3系並びに4系ろ過池の覆蓋用パッキンに著しい劣化が見られた。ろ過池内は常時高温多湿に加えオゾン雰囲気となっており、これらが原因でパッキンの劣化が進み、従来の目的であるオゾンの気散防止等が困難となるため、定期的な当該パッキンの交換が必要となり、今回買入するものである。

当該パッキンは、(株)前澤エンジニアリングサービスにて設計施工された3系並びに4系ろ過池覆蓋に使用されているろ過池アルミニウム合金覆蓋用専用の製品であり、(株)前澤エンジニアリング以外の他社製品では適合せず、また当該業者のみが直接販売元である。よって、(株)前澤エンジニアリングサービスと契約を締結する。

### 4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14 第1項第2号

### 5 担当部署

水道局 工務部 柴島浄水場 担当 川内  
(電話番号 06-6815-2353)

# 6

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

大阪市こども相談センターガス吸収式冷温水機熱交換器等修繕

### 2 契約の相手方

川重冷熱工業株式会社

### 3 随意契約理由

当該設備は、上記業者が独自技術にて設計・設置したものであり、他社製品との互換性がなく製作者でなければ修理作業を行うことができない。

修繕内容は当該機器内の熱交換器等を交換し、機能維持を図るものであるが、部品交換にあたり機器の細部まで分解する必要があるため、本体の構造を熟知したうえで分解し、部品交換・修繕後に再度組み立てる技術及び運転調整、知識が必要である。よって、唯一この技術及び知識を有する本機器製造販売元の川重冷熱工業株式会社に依頼するものである。

以上の選定理由により、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号に基づき、上記業者と随意契約を行う。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号

### 5 担当部署

こども青少年局こども相談センター運営担当  
(電話番号 06-4301-3100)

## 1 案件名称

乳がん検診マンモグラフィ機器装置 修繕

## 2 契約の相手方

GE ヘルスケア・ジャパン株式会社

## 3 随意契約理由

がん検診については、健康増進法(平成14年法律第103号)第19条の2に基づく検診事業として位置づけられ、市町村が事業実施しており、本市が保有している乳がん検診用検診車(パンジー1号)は、超音波検査用として平成16年3月に購入し、平成18年度に車内の装置を超音波検査機器装置からマンモグラフィ機器装置(以下「本装置」という)に入れ替えを行い、平成18年9月から現在までマンモグラフィ検診車として、各区保健福祉センターに検診車を配車して乳がん検診を実施しているが、本装置へ入替後11年以上が経過し、検診中に本装置の動力が低下し撮影できない事例が発生している。現在のところ、本装置を再起動させることにより動力を正常にさせ、検診を中止することなく実施しているが、このまま放置しておくとともに状況の悪化が想定され、検診業務に支障をきたし市民に多大な影響を与えてしまう恐れがある。

動力低下の原因を調査したところ、本装置の付属品(発電機)の老朽化が原因で、本装置へ必要な電力を供給することができないことが判明した。

なお、本装置はジェネラル・エレクトリック・カンパニー(GE)製であり、業務の履行にあたっては、本装置を修繕及び本装置特有の技術仕様に関する知識が必要不可欠である。

よって、本業務の一貫した責任と性能について保証を持たせることができるのは、マンモグラフィ撮影装置の製造会社であるジェネラル・エレクトリック・カンパニー社から日本で修繕サービスが可能な代理店として指定されているGE ヘルスケア・ジャパン株式会社が唯一の業者である。

上記により、上記業者と随意契約により修繕請負契約を行うものである。

## 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

## 5 担当部署

健康局健康推進部健康づくり課(電話番号06-6208-9854)



# 8

## 随意契約理由書

### 1 案件名称

はしご車伸縮装置等分解整備

### 2 契約の相手方

(株)モリタテクノス

### 3 随意契約理由

はしご車は、高所での消防活動を目的としてはしご車の安全基準に基づき設計製作され、人命保護上高度な安全性を要求されるものである。

当該はしご車は(株)モリタ製であり、ぎ装全般について独自の技術で設計製作されており、また構造及び相互の関連機器並びに各種装置等には特許部分が多くあり、点検整備には高度かつ専門的な知識と技術が必要である。

上記(株)モリタテクノスは製作会社からはしご車点検整備業務を移管された唯一の会社であり、当該業務は(株)モリタテクノス以外では履行不可能である。

### 4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

### 5 担当部署

消防局警防部警防課（機械器具開発） （電話番号 06-4393-6191）